

2024年5月15日

各 位

会社名 日本調剤株式会社  
代表者名 代表取締役社長 笠井 直人  
社長執行役員  
(コード番号 3341 東証プライム)  
問合せ先 グループ 加藤 慶  
経営企画部長  
(TEL. 03-6810-0800)

## 当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2021年度より導入しております取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下取締役と併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役等を対象に、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、本制度を継続することを決議いたしました。

本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付するものです。

#### 2. 本制度継続の概要

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みの BIP 信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長いたしますが、以下に記載する内容を除き、本制度の内容を維持します。導入時の本制度の内容については、2021年5月19日公表の「役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2022年5月18日公表の「執行役員制度導入に伴う株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

##### (1) 信託期間の延長

2024年8月31日に信託期間が満了する既存の本信託について、2027年8月31日まで信託期間の延長を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式（当社取締役等に交付が予定されている当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継します。

## (2) 対象期間

本制度の継続後は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とします。

※1 延長後の信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、さらに信託期間の延長が行われた場合には、以降の連続する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

## (3) 継続に伴う当社株式の取得方法

本制度の継続に伴い、2022年6月23日開催の第42期定時株主総会にて承認を得た、本信託に拠出する信託金の上限及び本信託が取得する当社株式数の上限の範囲内で、株式市場より当社株式の取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が取締役等に付与されたポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、2022年6月23日開催の第42期定時株主総会にて承認を得た、本信託に拠出する信託金の上限及び本信託が取得する当社株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(ご参考)

### 【信託契約の内容】

- |            |   |
|------------|---|
| ① 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                   |
| ② 信託の目的    | 取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③ 委託者      | 当社  |
| ④ 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                 |
| ⑤ 受益者      | 取締役等のうち受益者要件を充足する者  |
| ⑥ 信託管理人    | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者                                      |
| ⑦ 信託契約日    | 2021年8月2日（2024年8月に信託期間延長のため変更予定）                            |
| ⑧ 信託の期間    | 2021年8月2日～2024年8月31日（予定）<br>（今回の信託契約の変更により、2027年8月末日まで延長予定） |
| ⑨ 制度開始日    | 2021年6月24日  |
| ⑩ 議決権行使    | 行使しないものとします。  |
| ⑪ 取得株式の種類  | 当社普通株式  |
| ⑫ 信託金の上限金額 | 126百万円（信託報酬・信託費用を含む。）                                       |
| ⑬ 株式の取得時期  | 2024年8月6日（予定）～2024年8月30日（予定）                                |
| ⑭ 株式の取得方法  | 株式市場より取得  |
| ⑮ 帰属権利者    | 当社  |
| ⑯ 残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。      |

以 上